

次期計画案（新）	現行計画（旧）	主な変更理由
<p>第<u>4</u>期北海道医療費適正化計画（令和6年度～令和11年度）に定める取組との<u>調和</u>を図ります。</p> <p>道及び市町村は、特定健診及び特定保健指導の推進、後発医薬品等の利用、差額通知の促進、訪問指導の充実による重複・頻回受診者への指導、レセプト等の点検の充実強化など、地域の実情を踏まえた医療費適正化対策を推進します。</p>	<p>第<u>3</u>期北海道医療費適正化計画（平成30年度～令和5年度）に定める取組との<u>整合</u>を図ります。</p> <p>道及び市町村は、特定健診及び特定保健指導の推進、後発医薬品の利用、差額通知の促進、訪問指導の充実による重複・頻回受診者への指導、レセプト等の点検の充実強化など、地域の実情を踏まえた医療費適正化対策を推進します。</p>	○北海道医療費適正化計画との調和による修正
第7章 事務の広域的及び効率的な運営の推進	第7章 事務の広域的及び効率的な運営の推進	
第1節 広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組	第1節 広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組	
<p><u>1 国庫負担金等の申請及び実績報告の効率化</u></p> <p>国庫負担金等の申請及び実績報告については、道が申請者となりますが、申請に必要な基礎数値等については、市町村において作成が必要であるため、道と市町村の役割分担の見直しや北海道国保連合会との連携などにより、できる限り市町村事務の効率化を推進します。</p> <p><u>2 基準の統一化を検討する必要がある事務の取扱い</u></p> <p><u>(1) 届出遅滞に係る遡及給付</u></p> <p>被保険者は、国保資格が発生した日から14日以内に資格取得の届出を行う必要がありますが、届出が遅れた場合、保険者は、届出が遅れたことにやむを得ない理由があるか否かを確認し、やむを得ないと判断した場合、資格取得日まで遡及して療養費を支給することとされています。</p> <p>これまでやむを得ない理由の判断基準については、市町村によって差異が受けられることから、各市町村が一定の基準に従って届出遅滞の理由を確認し、療養費の遡及給付を適切に行うことができるよう、市町村支援を行います。</p>	<p><u>1 国庫負担金等の申請及び実績報告の効率化</u></p> <p>国庫負担金等の申請及び実績報告については、道が申請者となりますが、申請に必要な基礎数値等については、市町村において作成が必要であるため、道と市町村の役割分担の見直しや北海道国保連合会との連携などにより、できる限り市町村事務の効率化を推進します。</p> <p><u>2 基準の統一化を検討する必要がある事務の取扱い</u></p> <p><u>(1) 届出遅滞に係る遡及給付</u></p> <p>被保険者は、国保資格が発生した日から14日以内に資格取得の届出を行う必要がありますが、届出が遅れた場合、保険者は、届出が遅れたことにやむを得ない理由があるか否かを確認し、やむを得ないと判断した場合、資格取得日まで遡及して療養費を支給することとされています。</p> <p>これまでやむを得ない理由の判断基準については、市町村によって差異が受けられることから、各市町村が一定の基準に従って届出遅滞の理由を確認し、療養費の遡及給付を適切に行うことができるよう、市町村支援を行います。</p>	○国通知の発出により判断基準が示されたことから削除

次期計画案（新）	現行計画（旧）	主な変更理由												
<p><u>(1) 保険料（税）の減免</u></p> <p>保険料（税）の減免については、市町村において国民健康保険料（税）の条例の定めるところにより、それぞれの地域事情を踏まえた減免基準を設けて運用しています。</p> <p>全道での取組及び費用の共通化の枠組をつくるため、現在の市町村における運用に十分配慮しながら、<u>基準の統一化</u>を進めます。</p>	<p><u>(2) 保険料（税）の減免</u></p> <p>保険料（税）の減免については、市町村において国民健康保険料（税）の条例の定めるところにより、それぞれの地域事情を踏まえた減免基準を設けて運用しています。</p> <p>全道での取組及び費用の共通化の枠組をつくるため、現在の市町村における運用に十分配慮しながら、<u>事務の標準化</u>を進めます。</p>	○付番の調整 ○市町村意見及び下記「(3)一部負担金＊の減免と整合性を合わせ修正」 ○付番の調整												
<p><u>(2) 一部負担金＊の減免</u></p> <p>一部負担金の減免については、市町村において国の通知（昭和34年3月30日付け保発第21号厚生省保険局長通知「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」）等に基づき、それぞれの地域事情を踏まえた減免基準を設けて運用しています。</p> <p>全道での取組及び費用の共通化の枠組をつくるため、<u>市町村連携会議を通じて協議した結果、令和2年12月に「国民健康保険一部負担金減免等実施要綱」例を示したところです。今後現在の市町村における運用に十分配慮つつ、2号交付金の在り方の検討を含め、基準の統一化を進めています。</u></p>	<p><u>(3) 一部負担金＊の減免</u></p> <p>一部負担金の減免については、市町村において国の通知（昭和34年3月30日付け保発第21号厚生省保険局長通知「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて」）等に基づき、それぞれの地域事情を踏まえた減免基準を設けて運用しています。</p> <p>全道での取組及び費用の共通化の枠組をつくるため、現在の市町村における運用に十分配慮しながら、<u>事務の標準化</u>を進めます。</p>	○一部負担金減免の標準例を作成したことを踏まえ修正												
<p><u>(3) 高額療養費等の支給に係る申請の勧奨</u></p> <p>高額療養費の支給勧奨については、被保険者へのサービス向上や道内市町村間異動の際の多数回該当の円滑な引継ぎを行う目的であるが、市町村間で実施体制に差があることから、道では、未実施市町村の解消に向けて取組を進めます。</p>	<p><u>(4) 高額療養費等の支給に係る申請の勧奨</u></p> <p>高額療養費の支給勧奨については、被保険者へのサービス向上や道内市町村間異動の際の多数回該当の円滑な引継ぎを行う目的であるが、市町村間で実施体制に差があることから、道では、未実施市町村の解消に向けて取組を進めます。</p>	○付番の調整												
<p>表30 高額療養費の支給勧奨の実施状況（R4年4月1日現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>支給勧奨を行っている市町村保険者</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>支給勧奨を行っていない市町村保険者</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>157</td> </tr> </table> <p>厚生労働省「予算関係等資料」の数値を基に道が算出。</p>	支給勧奨を行っている市町村保険者	146	支給勧奨を行っていない市町村保険者	11	計	157	<p>表31 高額療養費の支給勧奨の実施状況（H31年4月1日現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>支給勧奨を行っている市町村保険者</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>支給勧奨を行っていない市町村保険者</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>157</td> </tr> </table> <p>厚生労働省「予算関係等資料」の数値を基に道が算出。</p>	支給勧奨を行っている市町村保険者	144	支給勧奨を行っていない市町村保険者	13	計	157	○表30削除に伴い表30に修正
支給勧奨を行っている市町村保険者	146													
支給勧奨を行っていない市町村保険者	11													
計	157													
支給勧奨を行っている市町村保険者	144													
支給勧奨を行っていない市町村保険者	13													
計	157													
<p><u>(4) 高額療養費支給申請手続きの簡素化</u></p>	<p><u>(5) 高額療養費支給申請手続きの簡素化</u></p>	○付番の調整												

次期計画案（新）	現行計画（旧）	主な変更理由
被保険者に対する高額療養費の支給申請手続きの簡素化については、国保の被保険者へのサービス向上や市町村職員の事務負担の軽減を図る観点から、市町村において申請手続きの簡素化が行われるよう取組を進めます。	<u>70歳以上の被保険者に対する高額療養費の支給申請手続きの簡素化</u> については、国保の被保険者へのサービス向上や市町村職員の事務負担の軽減を図る観点から、市町村において申請手続きの簡素化が行われるよう取組を進めます。	○年齢に関係なく簡素化することが可能となったため削除
<u>3 市町村事務処理標準システム及び事務処理マニュアルを活用した事務の効率化・標準化・広域化・適正化</u>	<u>3 市町村事務処理標準システム及び事務処理マニュアルを活用した事務の効率化・標準化・広域化・適正化</u>	
市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進するためには、市町村が使用する事務処理システムの適正化も重要です。 その際には、市町村事務処理標準システムを各市町村が活用することにより、効果的に事務処理のバラつきの標準化が進められるとともに、中長期的な費用の効率化が見込まれます。 道としては、サーバー等の機器を共同利用するクラウド環境の活用により、市町村における設備の準備・管理費用やシステム改修に係る費用の縮減、セキュリティ対策の向上を図るなど、市町村におけるシステム導入を支援します。 また、平成30年度から、市町村から道への納付金の納付、道から市町村への保険給付費等交付金の支払い、高額療養費の多数回該当の引継ぎなどの新たな事務が発生するとともに、国庫負担金申請事務等の大きな変更があったため、事務処理マニュアルを作成しました。 このマニュアルは、道、市町村及び北海道国保連合会等が円滑に事務を処理できるよう、適宜、見直しを行います。 <u>なお、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。）により、地方公共団体の基幹業務システム*が、令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド*を活用した標準構造システムへの移行を目指すこととされたことから、移行に向けた情報を適宜提供します。</u>	市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進するためには、市町村が使用する事務処理システムの適正化も重要です。 その際には、市町村事務処理標準システムを各市町村が活用することにより、効果的に事務処理のバラつきの標準化が進められるとともに、中長期的な費用の効率化が見込まれます。 道としては、サーバー等の機器を共同利用するクラウド環境の活用により、市町村における設備の準備・管理費用やシステム改修に係る費用の縮減、セキュリティ対策の向上を図るなど、市町村におけるシステム導入を支援します。 また、平成30年度から、市町村から道への納付金の納付、道から市町村への保険給付費等交付金の支払い、高額療養費の多数回該当の引継ぎなどの新たな事務が発生するとともに、国庫負担金申請事務等の大きな変更があったため、事務処理マニュアルを作成しました。 このマニュアルは、道、市町村及び北海道国保連合会等が円滑に事務を処理できるよう、適宜、見直しを行います。	○地方公共団体の主要な20業務は、令和7年度までに標準仕様書に適合したシステムを導入する必要があるため記載
<u>4 その他</u>	<u>4 その他</u>	
(1) 国保事業の広域化	(1) 国保事業の広域化	

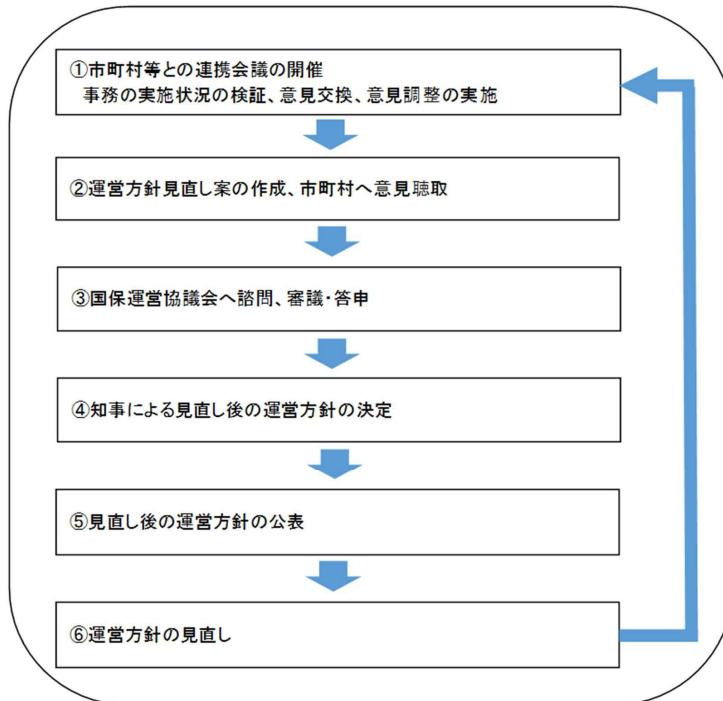
次期計画案（新）	現行計画（旧）	主な変更理由
<p>国保事業を広域化することにより、事務の共同処理による人件費や事務経費の削減が進められるとともに、保険者としての財政規模が拡大し、財政運営が安定化するなどのメリットがあります。</p> <p>現在、道内においては、空知中部広域連合、大雪地区広域連合、後志広域連合の3保険者により広域的な国保事業運営が行われており、道としては、これまで国保事業の広域化に当たっては、関係市町村間の調整を行うほか、道特別交付金による支援を行ってきており、今後とも、新たな国保事業運営の広域化への取組や既存の広域連合への支援を行います。</p>	<p>国保事業を広域化することにより、事務の共同処理による人件費や事務経費の削減が進められるとともに、保険者としての財政規模が拡大し、財政運営が安定化するなどのメリットがあります。</p> <p>現在、道内においては、空知中部広域連合、大雪地区広域連合、後志広域連合の3保険者により広域的な国保事業運営が行われており、道としては、これまで国保事業の広域化に当たっては、関係市町村間の調整を行うほか、道特別交付金による支援を行ってきており、今後とも、新たな国保事業運営の広域化への取組や既存の広域連合への支援を行います。</p>	
<p>(2) 収納対策の共同実施</p> <p>一市町村で収納対策を行うことが困難な場合は、滞納処分を専門に行う一部事務組合や広域連合など徴収組織の広域化が効果的であり、現在、道内において6か所で広域的な徴収組織が運営されています。</p> <p>道としては、これまで、広域的な徴収組織の設立に当たっては、関係市町村間の調整を行うほか、道特別交付金による支援を行ってきており、今後とも、新たな組織の設立や既存の組織の運営支援を行います。</p>	<p>(2) 収納対策の共同実施</p> <p>一市町村で収納対策を行うことが困難な場合は、滞納処分を専門に行う一部事務組合や広域連合など徴収組織の広域化が効果的であり、現在、道内において6か所で広域的な徴収組織が運営されています。</p> <p>道としては、これまで、広域的な徴収組織の設立に当たっては、関係市町村間の調整を行うほか、道特別交付金による支援を行ってきており、今後とも、新たな組織の設立や既存の組織の運営支援を行います。</p>	
<p>[広域的な徴収組織]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 渡島・檜山地方税滞納整理機構 2 後志広域連合 3 日高管内地方税滞納整理機構 4 十勝圏複合事務組合十勝市町村税滞納整理機構 5 鈎路・根室広域地方税滞納整理機構 6 上川広域滞納整理機構 	<p>[広域的な徴収組織]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 渡島・檜山地方税滞納整理機構 2 後志広域連合 3 日高管内地方税滞納整理機構 4 十勝圏複合事務組合十勝市町村税滞納整理機構 5 鈎路・根室広域地方税滞納整理機構 6 上川広域滞納整理機構 	
<p>(3) 医療費適正化・保健事業の共同実施</p> <p>市町村における特定健診の受診率向上のため、道は、北海道保険者協議会や北海道国保連合会と連携し、広報や普及啓発に取り組むとともに、市町村が実施する特定健診やがん検診にかかる広報など、被用者保険と連携した共同実施が可能な対策を検討し取組を進めます。</p>	<p>(3) 医療費適正化・保健事業の共同実施</p> <p>市町村における特定健診の受診率向上のため、道は、北海道保険者協議会や北海道国保連合会と連携し、広報や普及啓発に取り組むとともに、市町村が実施する特定健診やがん検診にかかる広報など、被用者保険と連携した共同実施が可能な対策を検討し取組を進めます。</p>	

次期計画案（新）	現行計画（旧）	主な変更理由
<p>国保データベースシステムによる健診・医療情報などを活用するとともに、各保険者が実施している医療費適正化や保健事業の取組状況について随時情報共有を行うなどして、市町村及び北海道国保連合会における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援を行います。</p> <p>後発医薬品等の使用に当たっては、医療従事者による被保険者への適切な情報提供が重要であるため、関係団体を通じ、医療機関への理解促進と協力依頼を行います。</p> <p>また、上記のほかにも、保険者が共同して実施することが可能な対策を市町村と協議しながら検討し、共同実施の取組を推進します。</p>	<p>国保データベースシステムによる健診・医療情報などを活用するとともに、各保険者が実施している医療費適正化や保健事業の取組状況について随時情報共有を行うなどして、市町村及び北海道国保連合会における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援を行います。</p> <p>後発医薬品の使用に当たっては、医療従事者による被保険者への適切な情報提供が重要であるため、関係団体を通じ、医療機関への理解促進と協力依頼を行います。</p> <p>また、上記のほかにも、保険者が共同して実施することが可能な対策を市町村と協議しながら検討し、共同実施の取組を推進します。</p>	○北海道医療費適正化計画との調和による修正
第8章 保健医療サービス及び福祉サービス等に関する施策との連携	第8章 保健医療サービス及び福祉サービス等に関する施策との連携	
第1節 保健医療サービス及び福祉サービス等との連携	第1節 保健医療サービス及び福祉サービス等との連携	
<p>道は、国保の財政運営の責任主体としての役割とともに、市町村事務の広域的かつ効率的な実施の確保、健全な運営についても中心的な役割を担うことから、医療をはじめ、保健福祉全般に配慮した施策を推進する必要があります。</p> <p>このような観点から、市町村における地域包括ケアシステム*の構築に向けた取組の重要性に留意した上で、国保部門と保健医療・福祉に関する施策その他の関連施策との連携に関する取組を進めます。</p>	<p>道は、国保の財政運営の責任主体としての役割とともに、市町村事務の広域的かつ効率的な実施の確保、健全な運営についても中心的な役割を担うことから、医療をはじめ、保健福祉全般に配慮した施策を推進する必要があります。</p> <p>このような観点から、市町村における地域包括ケアシステム*の構築に向けた取組の重要性に留意した上で、国保部門と保健医療・福祉に関する施策その他の関連施策との連携に関する取組を進めます。</p>	
<u>1 国保データベースシステム等情報基盤の活用</u>	<u>1 国保データベースシステム等情報基盤の活用</u>	
<p>道は、国保データベースシステム等の健診・医療に係る情報基盤を活用し、市町村及び北海道国保連合会における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言や支援を行うとともに、新たに構築した健康・医療情報データベースを活用し、市町村が効果的・効率的な保健事業に取り組めるよう、北海道国保連合会と連携して支援を行います。</p>	<p>道は、国保データベースシステム等の健診・医療に係る情報基盤を活用し、市町村及び北海道国保連合会における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言や支援を行います。</p> <p>また、道国保ヘルスアップ支援事業として、国保、後期高齢者医療、介護保険、被用者保険を含めた各市町村の地域実態の根拠となる健診・医療情報データベースを構築して、市町村が効果的・効率的な保健事業に取り組めるよう、データ分析や活用方法等を確立します。</p>	○健康・医療情報データベースの構築・活用に伴う修正

次期計画案（新）	現行計画（旧）	主な変更理由
<u>2 保健医療と福祉サービスに関する施策等の連携</u> 地域包括ケアシステムの構築において、道と市町村は、保健医療と福祉サービスに関する施策とその他の関連施策との連携がより一層進むよう、取り組みます。	<u>2 保健医療と福祉サービスに関する施策等の連携</u> 地域包括ケアシステムの構築において、道と市町村は、保健医療と福祉サービスに関する施策とその他の関連施策との連携がより一層進むよう、取り組みます。	
<u>3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施</u> 高齢者は、複数の慢性疾患の罹患に加え、要介護状態に至る前段階のフレイル状態になりやすい傾向があります。 人生100年時代を見据え、高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせる社会を目指し、運動、口腔、栄養、社会参加など心身の多様な課題にフレイルの段階から早期にかつ、きめ細やかな取組を行うためには、市町村における保健事業と介護予防などの一体的な実施が大変重要です。 市町村が行う国民健康保険保健事業と後期高齢者保健事業や保健事業と介護保険の地域支援事業等との一体的実施など、関係施策の連携が着実に進むよう支援を行います。 ①関係部局や関係機関と連携して、市町村等に対して専門的見地等から支援を行います。 ②本事業に係る好事例の横展開を進めます。 ③北海道後期高齢者医療広域連合とともに事業の取組結果に対する評価や効果的な取組の分析等を行います。 ④必要に応じて、三師会等の医療関係団体等に技術的な援助等を依頼します。	<u>3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施</u> 高齢者は、複数の慢性疾患の罹患に加え、要介護状態に至る前段階のフレイル状態になりやすい傾向があります。 人生100年時代を見据え、高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせる社会を目指し、運動、口腔、栄養、社会参加など心身の多様な課題にフレイルの段階から早期にかつ、きめ細やかな取組を行うためには、市町村における保健事業と介護予防などの一体的な実施が大変重要です。 市町村が行う国民健康保険保健事業と後期高齢者保健事業や保健事業と介護保険の地域支援事業等との一体的実施など、関係施策の連携が着実に進むよう支援を行います。 ①関係部局や関係機関と連携して、市町村等に対して専門的見地等から支援を行います。 ②本事業に係る好事例の横展開を進めます。 ③北海道後期高齢者医療広域連合とともに事業の取組結果に対する評価や効果的な取組の分析等を行います。 ④必要に応じて、三師会等の医療関係団体等に技術的な援助等を依頼します。	
第2節 他計画との整合性 道は広域的な保険者として、運営方針と、道の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」、「医療計画」、「障がい福祉計画」、「健康増進計画」等を	第2節 他計画との整合性 道は広域的な保険者として、運営方針と、道の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」、「医療計画」、「障がい福祉計画」、「健康増進計画」等を	

次期計画案（新）	現行計画（旧）	主な変更理由
連携させることにより、関連する保健・医療・福祉サービスを総合的に推進します。	連携させることにより、関連する保健・医療・福祉サービスを総合的に推進します。	
第9章 北海道の国保の健全な運営	第9章 北海道の国保の健全な運営	
第1節 北海道国民健康保険市町村連携会議の設置	第1節 北海道国民健康保険市町村連携会議の設置	
<p>運営方針に基づき、国保制度を安定的に運営していくためには、道と市町村及び北海道国保連合会の協力と連携が大変重要であり、それぞれが適切な役割分担の下、対等な立場で協議を行う場が必要です。</p> <p>このため、「北海道国民健康保険市町村連携会議」を関係者間の意見交換や協議を行う場とします。</p>	<p>運営方針に基づき、国保制度を安定的に運営していくためには、道と市町村及び北海道国保連合会の協力と連携が大変重要であり、それぞれが適切な役割分担の下、対等な立場で協議を行う場が必要です。</p> <p>このため、「北海道国民健康保険市町村連携会議」を関係者間の意見交換や協議を行う場とします。</p>	
第2節 運営方針の見直し等	第2節 運営方針の見直し等	
<p>運営方針は、3年ごとに検証して見直しを行うこととしますが、その検証等に当たっては、道及び市町村、北海道国保連合会等の関係機関の協議による合意形成が重要であることから、次のような手順で進めます。</p> <p>なお、それ以前に見直しが必要な場合には、この手順を基に見直しを行います。</p>	<p>運営方針は、3年ごとに検証して見直しを行うこととしますが、その検証等に当たっては、道及び市町村、北海道国保連合会等の関係機関の協議による合意形成が重要であることから、次のような手順で進めます。</p> <p>なお、それ以前に見直しが必要な場合には、この手順を基に見直しを行います。</p>	

【運営方針の見直し手順】



【運営方針の見直し手順】

